

別紙 1

5 石丁場遺跡の価値について

(1) 伊東市における調査研究史

伊東市で石丁場が歴史研究史上初めて取り上げられたのは昭和33年刊行の『伊東市史本編』であり、同書では「伊東石と江戸城普請」は近世初頭の二大事跡となっている。昭和40年代には、地元猟友会から、宇佐美の山中に文字を彫った石があるという情報を発端に、伊東郷土研究会の地道な踏査研究が石丁場遺跡の存在を次第に明らかにしていく。城郭研究者の■■■■氏とともに■■■■氏、■■■■の■■■■氏、■■■■氏ら郷土史家が行った調査活動は、伊東のみならず近隣の熱海市、東伊豆町にも大きな影響を及ぼしていった。しかし、当時石丁場遺跡はまだ遺跡としての認識が薄く、文化財保護法の遺跡として登録もされていなかったことから、いくつかの丁場が消滅してしまう事もあり、その資料発表も積極的になされてこなかった。

昭和の末においては保養所、マンションといったリゾート開発がさらに加速し、大規模開発への対応として、石丁場遺跡も重要との認識が徐々に高まり、鈴木氏の調査事例をもとに周知の埋蔵文化財包蔵地として登録された。

平成になると宇佐美御石ケ沢を中心とした開発計画が持ち上がり、踏査を中心に平成2年度に宇佐美北部石丁場群を調査する〔伊東市教育委員会 1991〕。この時に「宇佐美北部石丁場群調査委員会」が設置され、■■■■氏を団長に■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏を委員として石丁場の位置づけについて検討された。委員会の中では石丁場遺跡の価値を国指定級のものとして認めつつ、全体像がはっきりしていないため、現地の状況、運搬経路、使用場所など広い観点からの調査をし、保存を前提としての対応が望ましいとの見解が示された。その後この開発計画は凍結されたことから、調査自体も凍結となっていた。また、この頃東京では地下鉄工事などによる江戸城外堀の調査が行われ、自然科学分野からのアプローチによる産地同定が取り入れられるなど、調査・研究とも石丁場遺跡の存在がクローズアップされるようになってきた。

近年では近世・近代の遺跡調査が東京などで行われる中、基盤をなす石材についての注目度も増している。伊豆石丁場は、江戸城だけでなく、その後の都市としての江戸・東京のいたる所に石材供給されていることから、安山岩、凝灰岩など伊豆半島の岩石そのものが現在の江戸・東京を作り上げているものとして、調査研究が求められている。

平成18年度から、改めて市内全域の状況を確認するための分布調査を行ったところ、市内に分布する石丁場遺跡は、21の丁場群が数えられ、面積は市面積のおよそ10分の1にあたる10k㎡となることが確認された。現在も調査は継続されており、今後は石丁場遺跡がもつ工程における遺構が検出されることが期待されている。

(2) 当該地の概況

本指定地域においては、伊東市宇佐美北部に位置する通称ナコウ山の南側斜面において

別紙 1

展開される石丁場遺跡が対象となっている。遺跡は、更新世の火山である多賀火山及び宇佐美火山によって生成された岩石で、転石を中心とした採石作業がこの石丁場を含む伊東市全体の特徴である。

当該地は、宇佐美海岸に注ぐ烏川の支流にあたる谷筋沿いに延び、範囲最高部の丁場付近は標高350mのナコウ山山頂付近となる。海岸までの距離は約1.5kmの範囲内であり、傾斜のきつい南側斜面を下った後は、烏川沿いに港まで石材を運搬していったと思われる。

宇佐美は、江戸時代は幕府の直轄地である宇佐美村であり、東海岸の村々の中では石高が一番大きな村であった。

(3) 大名家文書

宇佐美において採石した大名は、主な大名家文書によると下記のとおりとなる。

① 『山内文書』による慶長18年の採石

黒田筑前守（百人）、田中筑後守（四百人）、長岡越中守（三百人）、
生駒讃岐守（はどで百人）

② 『細川家文書 公儀御普請 伊豆石場之覚』 寛永11年の普請命令

先年「立花飛驒、稲葉彦六、伊東修理、森摂津守、木下右衛門」
巳年「松平隠岐、細川越中殿」

③ 細川家文書の「伊豆相模之内細川越中守組へ相渡し申し石場之」

寛永13年の普請関係

「大丁場」と「小丁場」に分けられる

先年「田中筑後守」（大丁場、少丁場とも）

巳ノ年「松平隠岐守殿、松平越中殿」（大丁場、少丁場とも）

亥ノ年「大丁場」有馬左衛門佐、山崎甲斐守、稲葉淡路殿、九鬼大和守

「小丁場」立花飛驒守、立花民部少、土川土佐守、平岡石見守、桑山左衛門佐

出典が異なることから、必ずしも同様の取り扱いをしてよいものではないが、過去の採石大名の名前を克明に記載していることから、新たな普請命令に対してより良い丁場を確保するための情報を的確に把握しようとしている事が伺える。

ナコウ山山頂には、西国大名の細川忠興を示す「羽柴越中守石場」の文字を刻んだ標識石があり、細川忠興が割り当てられた石丁場跡であることを示している。細川家文書の『伊豆石場之覚』においても細川家が宇佐美で採石していることが記述されていることから、その丁場の一部であることは間違いない。

また、石丁場における採石大名を特定するものとして、石材の刻印があげられるが、中腹部に見られる刻印には、江戸城、大坂城の事例からも、大名を有力に特定できる、稲葉家、毛利家の刻印が確認できる。

寛永期における、江戸城石垣普請の中では、大名同士のグループ体制が敷かれており、稲葉、毛利においては、細川越中組の中に属している。

別紙 1

このことから、宇佐美の山中における採石においても、細川が従来から割り当てられている丁場においてこのような組織の中で行われていた可能性が伺われる。

(4) 金石文と刻印

伊豆の丁場には、大名名や人名が掘られた石が見受けられる。これらには、採石地を割り当てられた大名側でその丁場を示すために名前を掘る行為が行われていた標識石と、割り当てられた大名同士の境界線を示す境界石に分かれる。当該地においても、「羽柴越中守」を示した標識石が確認されている。

また、石丁場の採石担当大名を特定させるものとして、文字のほかに石に付けた刻印があげられる。これは、石垣などの作事絵図（設計図）と現地を照合して分かっているものが多く、江戸城の外堀以外にも、名古屋城や大坂城の事例があり、特に大坂城に拠るところが大きい。

市内には約 130 種類の刻印があり、文字や記号として読み取れるものから、全く分からないものもある。

当該地にも非常に多種の刻印があるが、ある程度のまとまりから規則性が伺える地区もある。中腹部見られる刻印には、刻印特定度が高い毛利家と稲葉家の刻印が集中してみることができる。

(5) 地点毎の詳細説明

① A地点

A地点はナコウ山山頂付近の石丁場跡である。このナコウ山山頂には、西国大名の細川忠興を示す「羽柴越中守石場」の文字を刻んだ標識石がある。石碑は山頂部付近の尾根に南側斜面に向けた石に刻まれており、この石に矢穴痕がある事から、元は大きな岩石を割り、その面に掘られたことが分かる。この石の建つ位置環境から、境界を示すものではなく、この山一帯を細川忠興が割り当てられた石丁場であることを示していると思われる。前述の文書でも細川家が宇佐美で採石していることが記述されていることから、細川が採石した丁場の一部であると思われる。

試掘確認調査を実施したが、かなりの木端石が散乱していることから、後世に一部破壊されている可能性がある。刻印が施された石材は少ないが、㊦ ㊧などの築石を確認することが出来る。

② B地点

ナコウ山山頂と隣接する山頂の間に挟まれた丁場を指す。採石の状況を示すクレーター状の遺構が良好に確認することができ、石材も 1メートルを超えるものが散乱している。刻印を持つ石材は㊨がひとつだけある。

③ C地点

狭い尾根で 60cm 程度の築石を製作した丁場があり、石材の分布状況から、山の斜面

別紙 1

に沿ってまず横に引き出された後、縦への石引道を通り運搬されたと推定される場所である。刻印は卍である。

④D地点

谷筋が作業により段状に地形改変された場所となっている。隣接するE地区とは尾根が境界となっている。刻印「矢筈」から毛利家の丁場と考えられる。

範囲内には、石材が並べられた箇所が2箇所ある。

1箇所は1列8個が並べられ、石材上部に施刻されている。もう1箇所は3列に約13個が並べられており、やはり上部に施刻されている。このように石材が並べられている地区が宇佐美には南部地区にもあり、地元によって管理されていたことが分かる。

また、刻印「矢筈」が石材の上部という同一箇所、同一方向に向け施刻されていることから、作業途中に付けられた物と言うよりも、作業場を立ち去るときに付けられた物と考えるほうが自然である。たび重なる普請命令は、終わりがいつになるか分からないため、今後の搬出を考え、未製品である石材をストックしておいたものと考えられる。

⑤E地点

狭い尾根に展開された丁場は、刻印「折敷に三文字」が集中しており、稲葉家が採石した丁場と考えられる。D地点とは尾根を境に、この刻印のみであり、明確に分かれている。同じ組の属していた稲葉家と毛利家の中で、明確な境界を引いていたものと考えられる。

このことから、宇佐美の山中における採石においても、このような組織の中で行われていた可能性が伺われる。

⑥F地点

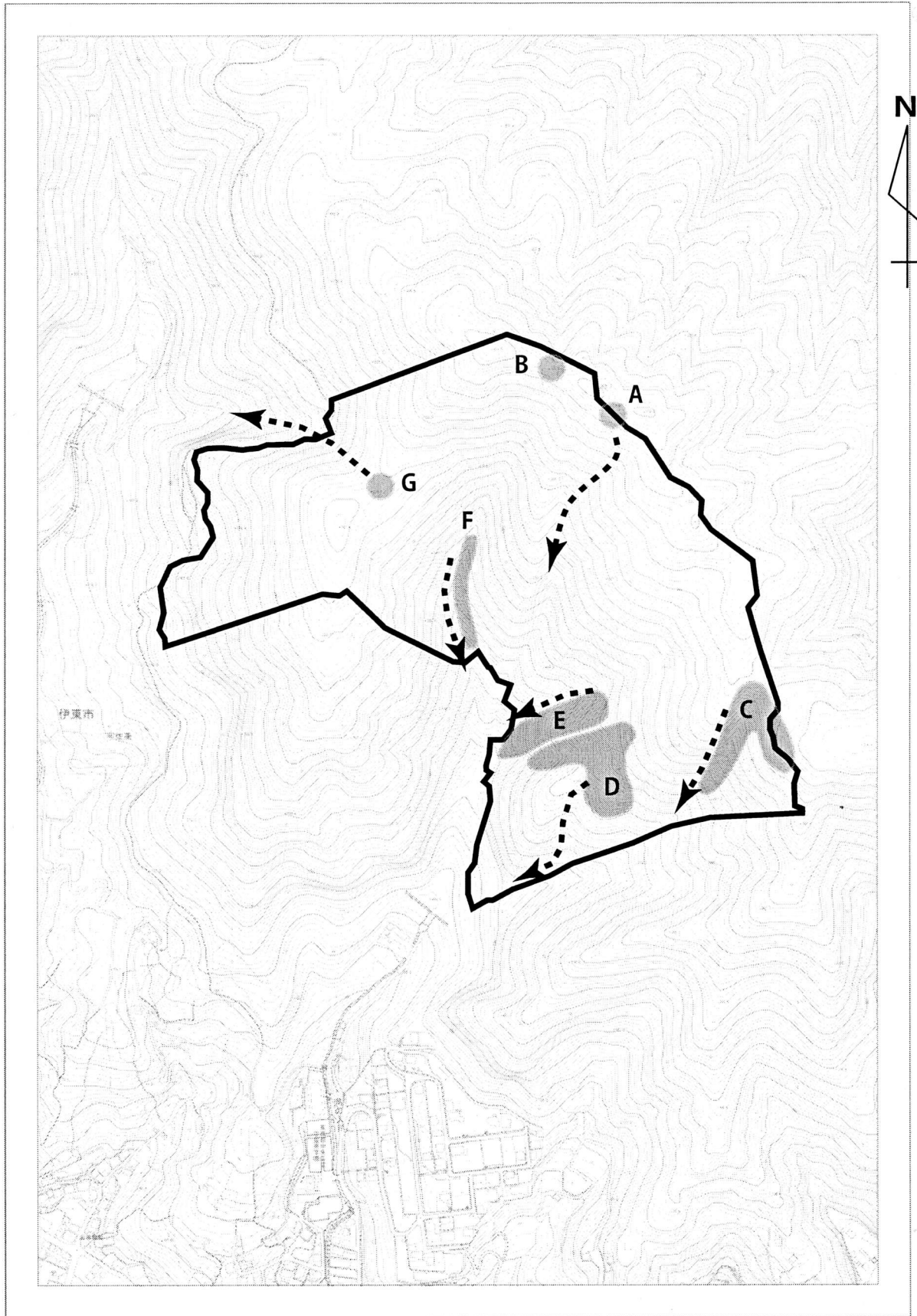
狭い谷に展開された丁場であり、刻印は「団子紋」「田」が見受けられる。狭く急峻なため、埋没している可能性もあるが、谷丁場の一例となる箇所である。刻印は、前田家によく見られるものであるが、前田家が宇佐美で採石した記録はないことから、確定は出来ない。

⑦G地点

狭い尾根に展開された丁場である。刻印は「田」の石材が少量あるだけで、活発な採石が行われていたとは思われないが、周辺の石材が分布から、他の丁場と違い、石材の搬出とは違うルーツを使用している可能性がある。

以上

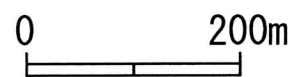
江戸城石垣石丁場跡 遺跡の価値

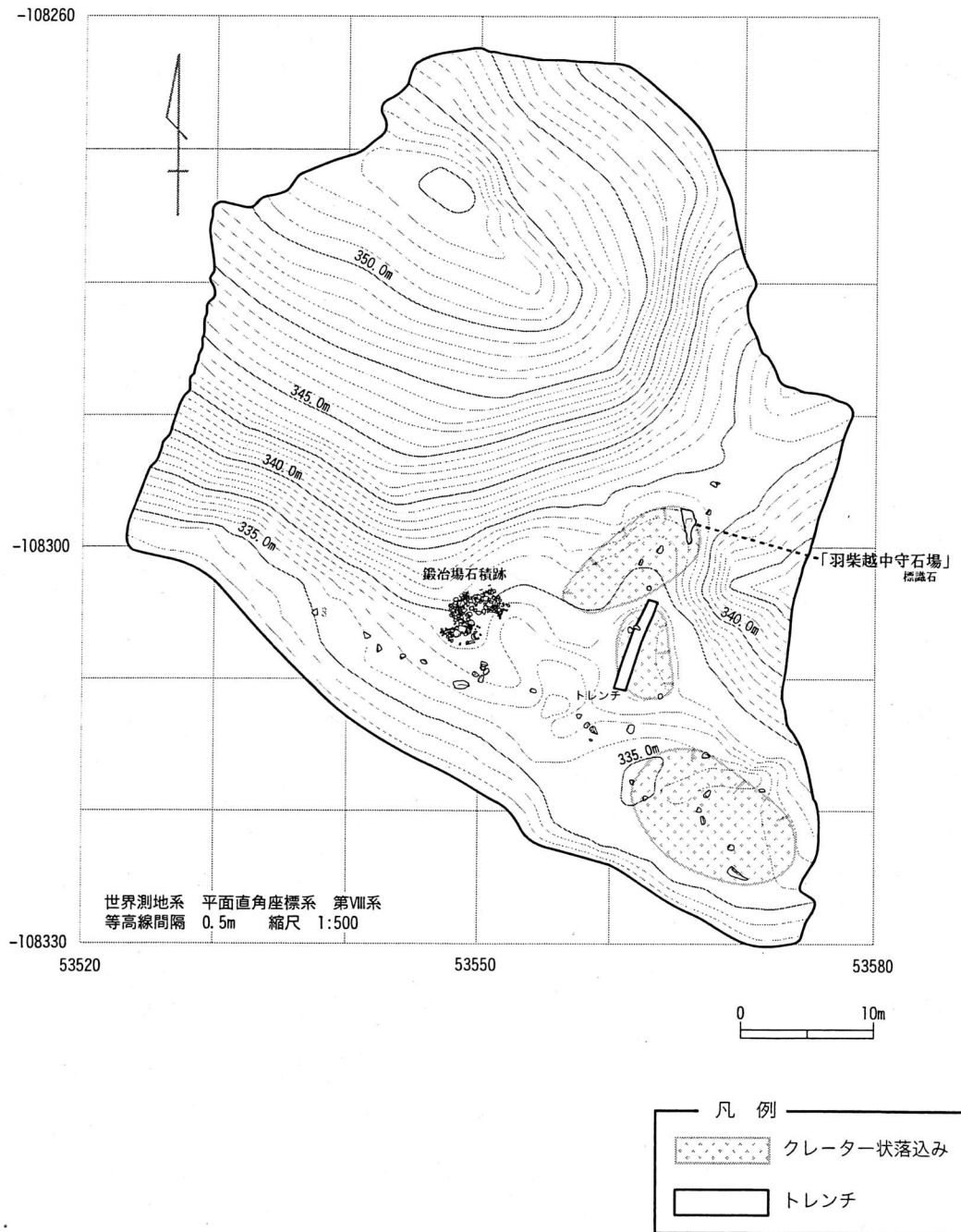


0 50 100 200m

出力システム名: 伊東市WebGIS

凡例	
石の想定運搬経路	----->
集中地区	■





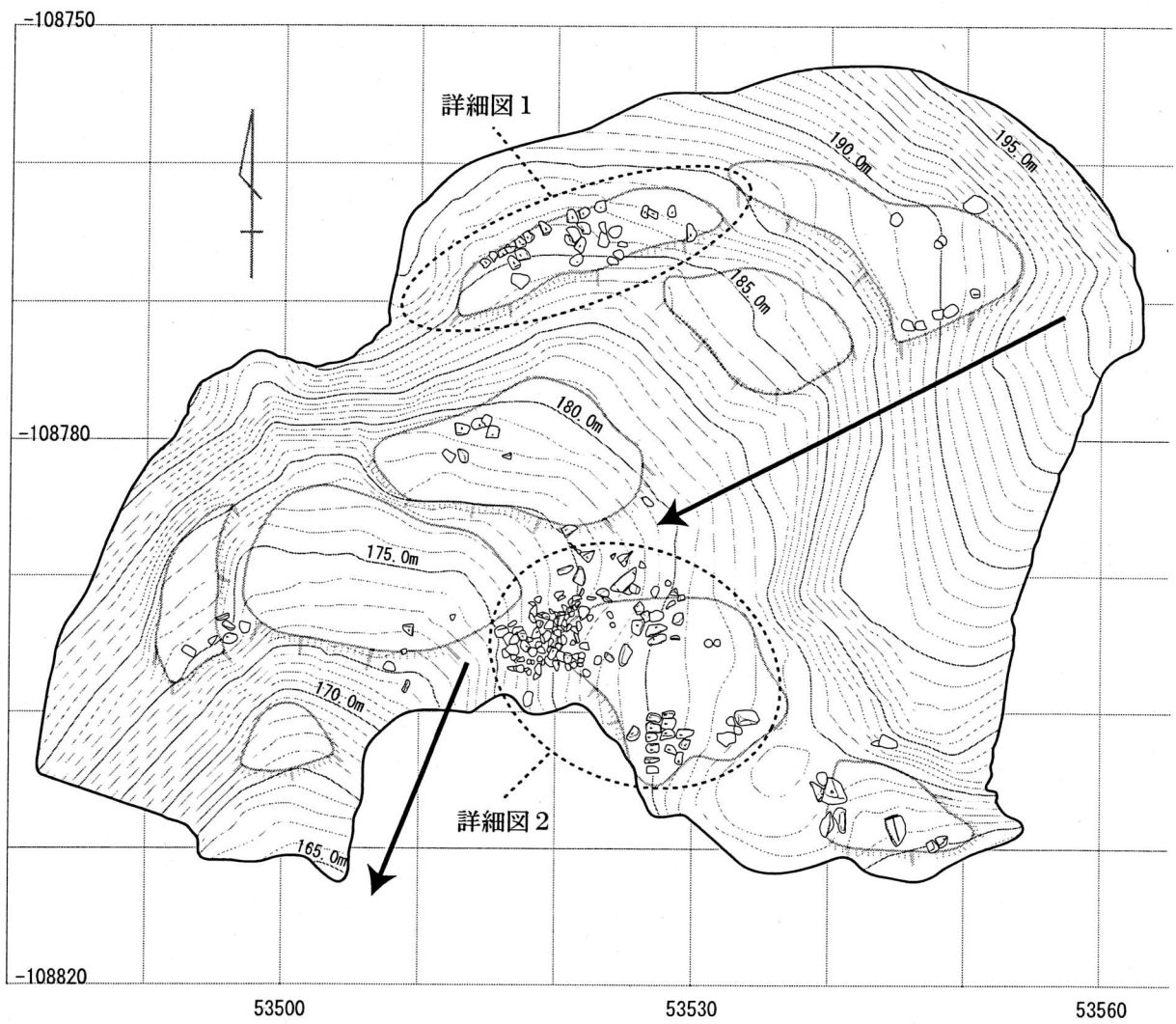
第1図 江戸城石垣石丁場跡 A地区平面図

48/50

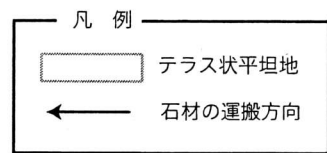
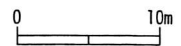


第2図 江戸城石垣石丁場跡 A地区試掘調査断面図

49/3

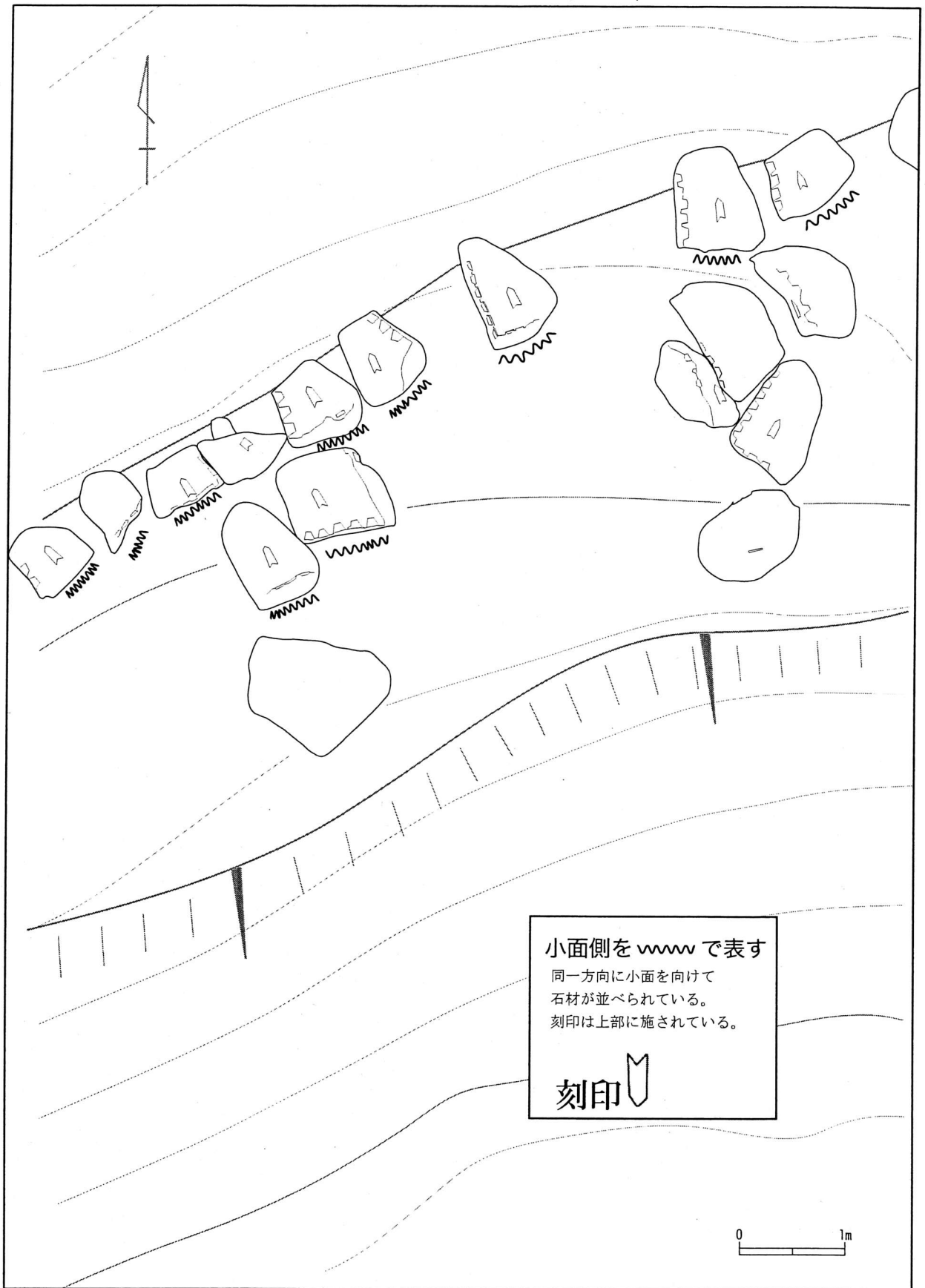


世界測地系 平面直角座標系 第Ⅶ系
 等高線間隔 0.5m 縮尺 1:500



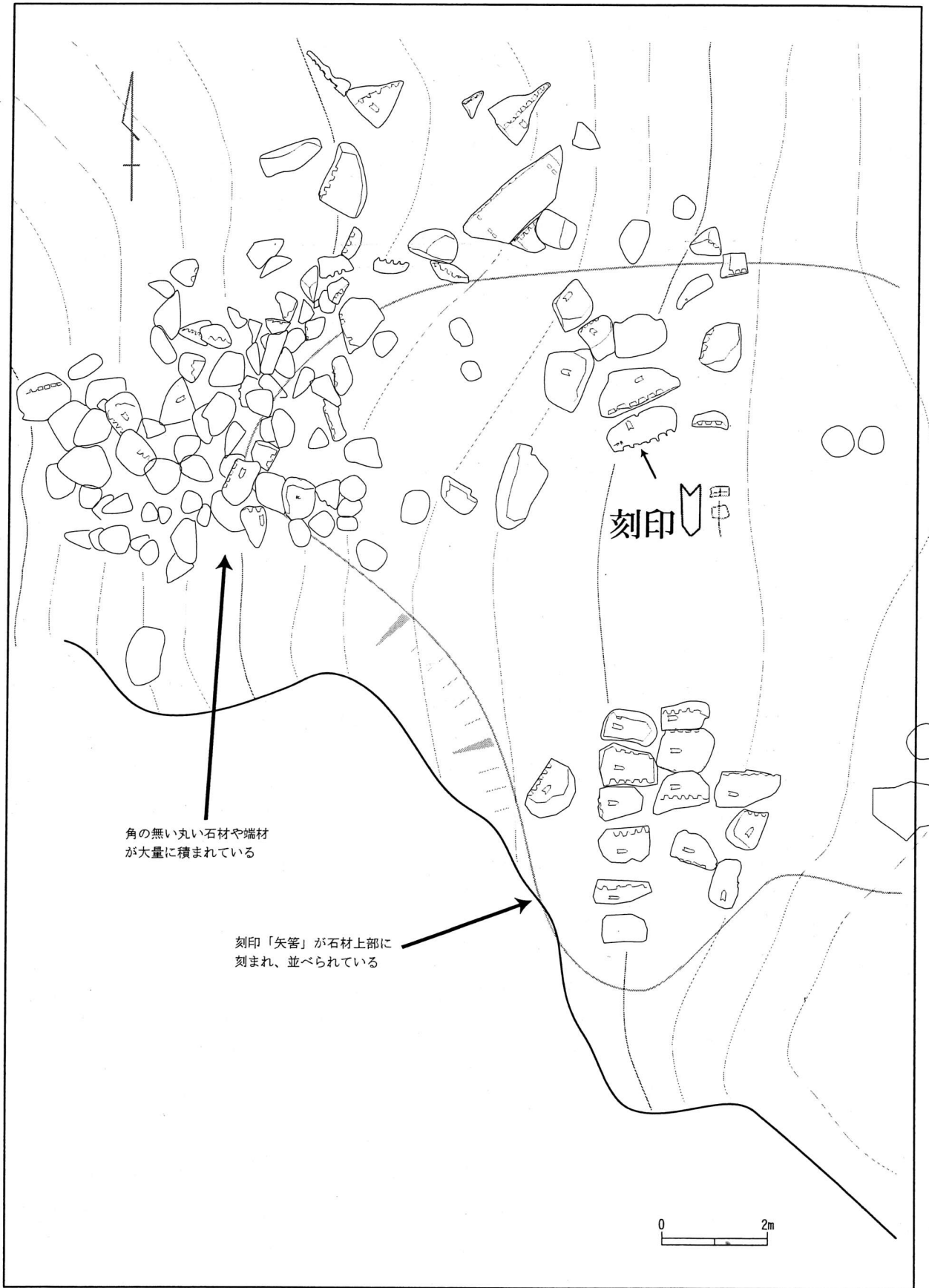
第3図 江戸城石垣石丁場跡 D地区平面実測図

50/150



第4図 江戸城石垣石丁場跡 D地区 詳細図1

5/10



第5図 江戸城石垣石丁場跡 D地区 詳細図2

様式④

文化庁宛

_____の写真掲載について、下記の通りとします。

上記作品の写真の著作権は所有者／撮影者／撮影者所属機関（機関名：_____）に帰属しています。（いずれか1つを○で囲んでください）

【肖像本人又は親族、関係団体記入欄】

文化庁が行う文化財の保存・活用に資する広報活動のための文化財の写真掲載について

同意します 条件付きで同意します 同意しません

（いずれか1つを○で囲んでください）

条件付きで同意の場合、下記のすべての項目の□の中に、同意の場合は○、同意しない場合は×をご記入願います。

- 指定時・修理時の報道機関への提供について同意します。
- 『月刊文化財』（文化庁文化財部監修）・『文化庁月報』（文化庁編集）への掲載に同意します。
- 文化庁主宰のウェブサイト「文化遺産オンライン」、「国指定文化財等データベース」等への使用について同意します。
- 写真掲載の際に写真提供者名の表示を行うことを条件に同意します。

平成 年 月 日

【住所】

【氏名】

写真の著作権が文化財所有者になく、撮影者または撮影者所属機関にある場合は以下にご記入願います。

【写真 撮影者 又は 撮影者所属機関 記入欄】

文化庁が行う文化財の保存・活用に資する広報活動のための文化財の写真掲載について

許可します 条件付きで許可します 許可しません

（いずれか1つを○で囲んでください）

条件付きで許可の場合、下記のすべての項目の□の中に、許可の場合は○、許可しない場合は×をご記入願います。

- 指定時・修理時の報道機関への提供について許可します。
- 『月刊文化財』（文化庁文化財部監修）・『文化庁月報』（文化庁編集）への掲載に許可します。
- 文化庁主宰のウェブサイト「文化遺産オンライン」、「国指定文化財等データベース」等への使用について許可します。
- 写真掲載の際に写真撮影者名の表示を行うことを条件に許可します。

平成27年7月24日

【住所】 伊東市大原二丁目1番1号

【氏名又は所属機関名】 伊東市教育委員会